

小児慢性特定疾病交通費助成

鳥取市が交付した「小児慢性特定疾病医療費受給者証」をお持ちのお子さんが、県外の指定医療機関を受診した場合交通費の一部を助成します。

対象となる医療機関

鳥取県外にあり、自宅最寄り駅から医療機関最寄り駅までの直線距離が80kmを超える指定小児慢性特定疾病医療機関

助成内容

- 対象者：受診したお子さん + 同伴者（保護者等）1名
- 助成回数：1年度あたり **5回**まで（申請は1回ずつ or まとめて申請でもOK）
- 助成額：裏面の一覧表を参照（公共交通は「実費」か「表の金額」低い方）

！ 注意点 ！

- ・一度に複数医療機関を受診した場合は、最も遠い機関で算定します。
- ・自家用車を利用した場合、または公共交通機関を利用したが領収書がない場合は助成区分①を適用します。
- ・以下は助成対象外とします。
 - ×お子さんが入院中の保護者のみの移動
 - ×救急車を利用した移動
 - ×お子さんが県外に居住している場合
 - ×旅行中の受診

申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼請求書（様式は市ホームページに掲載しています）
詳しくは右記2次元コードから確認 ⇒
- ② 受診証書類（受診時の医療機関の領収書等）
- ③ 交通費領収書（公共交通機関を利用した場合のみ必要）
- ④ 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証（受診した期間に有効な受給者証）



申請期限

受診年度の3月31日まで

ただし、2月～3月の受診分については翌年度5月まで申請可能※

※注意）1月以前の受診分と2～3月受診分をまとめて5月に申請することはできません。

【申請・お問い合わせ先】

鳥取市こども家庭局 こども未来課 育成係

所在地：〒680-0845

鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階（③番窓口）

電話：0857-30-8239 E-mail：kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp

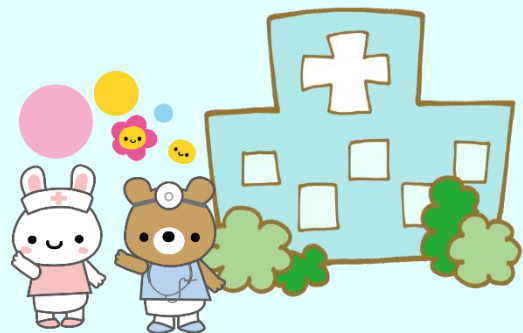
（裏面に助成金額一覧表あり）

< 参考 > 助成金額一覧表

助成区分	医療機関 の所在地	往復とも同伴者 がいる場合	片道のみ同伴者 がいる場合	往復とも受診者 のみの場合
<u>助成区分①</u> ・受診者が小学生未満の場合 ・自家用車で受診した場合 ・公共交通機関を利用して受診 したが往復の領収書がない場合	A	18,000円	13,000円	9,000円
	B	13,000円	10,000円	6,000円
	C	8,000円	6,000円	4,000円
	D	7,000円	5,000円	3,000円
	E	10,000円	8,000円	6,000円
<u>助成区分②</u> ・受診者が小学生の場合 （公共交通機関利用）	A	25,000円	18,000円	9,000円
	B	18,000円	13,000円	6,000円
	C	9,000円	6,000円	3,000円
	D	8,000円	5,000円	3,000円
	E	10,000円	7,000円	4,000円
<u>助成区分③</u> ・受診者が中学生以上の場合 （公共交通機関利用）	A	36,000円	25,000円	18,000円
	B	26,000円	18,000円	13,000円
	C	11,000円	9,000円	6,000円
	D	10,000円	8,000円	5,000円
	E	15,000円	10,000円	7,000円
<u>助成区分④</u> ・受診者が往路は小学生未満、 復路は小学生の場合 （公共交通機関利用）	A	22,000円	13,000円	9,000円
	B	16,000円	10,000円	6,000円
	C	9,000円	6,000円	4,000円
	D	8,000円	5,000円	4,000円
	E	10,000円	8,000円	5,000円
<u>助成区分⑤</u> ・受診者が往路は小学生、 復路は中学生の場合 （公共交通機関利用）	A	31,000円	22,000円	13,000円
	B	23,000円	16,000円	10,000円
	C	10,000円	7,000円	5,000円
	D	9,000円	6,000円	4,000円
	E	13,000円	10,000円	6,000円

医療機関の所在地

- A：北海道、東北、関東
- B：中部
- C：関西
- D：中国、四国
- E：九州



鳥取県内は自動車専用道路の有料区間がないこと等から対象としていません。ご理解をお願いいたします。